

大潟村の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 前年度の人件費率
令和6年度	2,945 人	4,720,943 千円	193,910 千円	704,088 千円	14.9 %	14.1 %

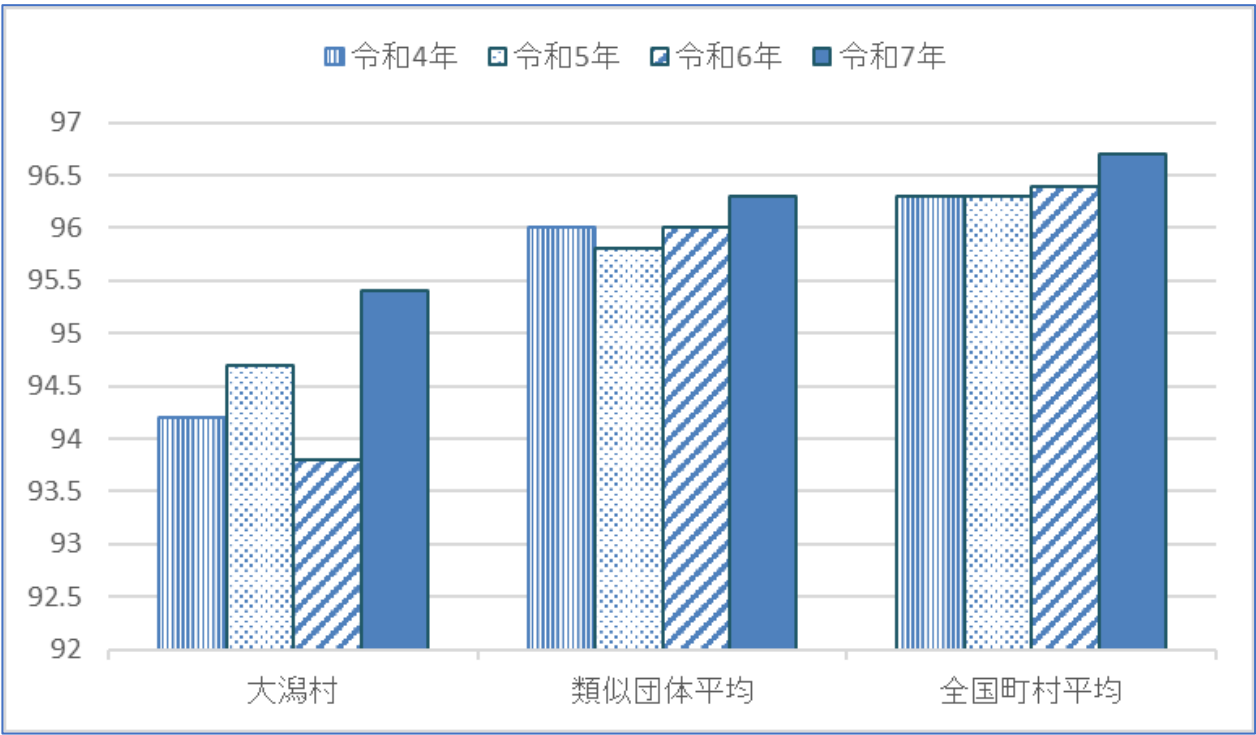
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	54 人	192,885 千円	31,893 千円	79,238 千円	304,016 千円	5,630 千円	5,732 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
大潟村	94.2	94.7	93.8	95.4
類似団体平均	96.0	95.8	96.0	96.3
全国町村平均	96.3	96.3	96.4	96.7



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
2
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

1)給料表の見直し
[実施 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から６級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の８級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは実施していない。）

2)地域手当の見直し

該当なし

3)その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大潟村	40.6 歳	300,900 円	350,400 円	303,900 円
秋田県	42.8 歳	333,500 円	396,700 円	357,900 円
国	41.9 歳	332,237 円	－ 円	414,480 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		大潟村	秋田県	国
一般行政職	大学卒	227,201 円	227,201 円	220,000 円
	高校卒	195,880 円	195,880 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

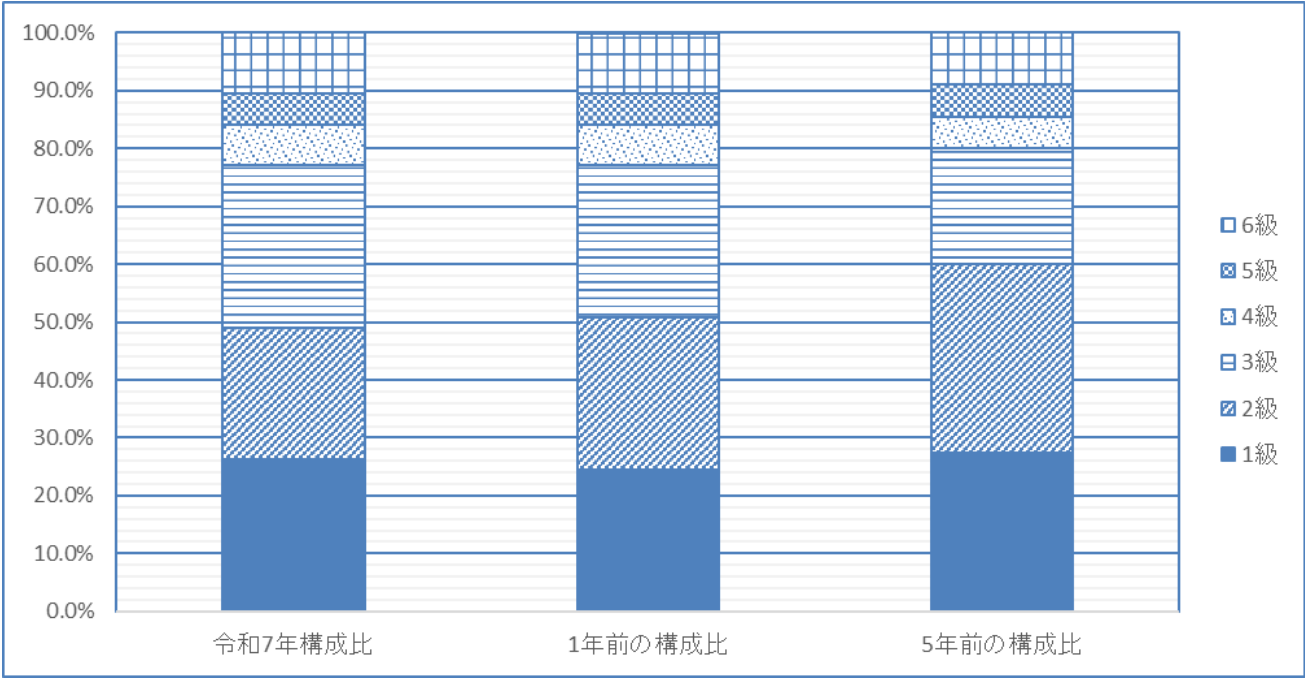
区分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満	経験年数 30年以上35年未満	経験年数 35年以上
一般行政職	大学卒	267,000 円	303,100 円	343,600 円	390,900 円	411,300 円	412,200 円
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	412,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

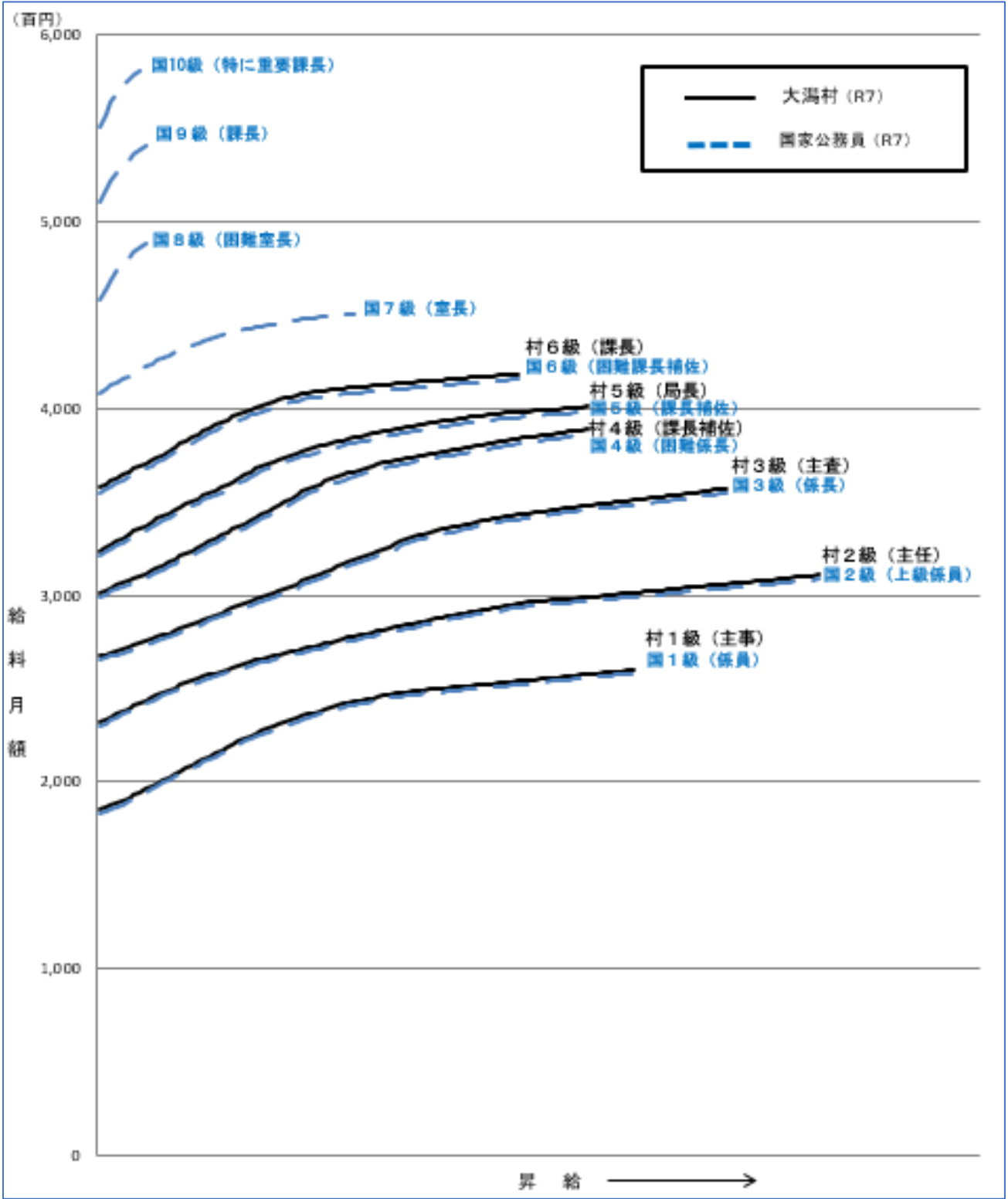
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、保育教諭	15 人	26.3 %	184,804 円	259,932 円
2 級	主任、主任保育教諭	13 人	22.8 %	231,633 円	310,690 円
3 級	主査、主査保育教諭	16 人	28.1 %	267,183 円	357,218 円
4 級	課長補佐、次長補佐、館長補佐、園長補佐、所長補佐、事務長補佐	4 人	7.0 %	300,921 円	388,841 円
5 級	局長、館長、園長、所長、事務長、主席課長補佐、主席次長補佐	3 人	5.3 %	323,581 円	401,027 円
6 級	課長、教育次長	6 人	10.5 %	357,721 円	418,651 円

- (注) 1 大潟村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。（再任用職員除く）
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準の区分	○		○	
	標準、下位の区分	○		○	
	標準の区分のみ（一律）	－	－	－	－
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大潟村		秋田県		国	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）		—	
1,488千円		1,794千円			
（令和6年度支給割合）		（令和6年度支給割合）		（令和6年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.5月分	2.1月分	2.5月分	2.1月分	2.5月分	2.1月分
(1.400)月分	(1.000)月分	(1.400)月分	(1.000)月分	(1.400)月分	(1.000)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%～15%		・役職加算 5%～20%		・役職加算 5%～20%	
		・管理職加算 15%～25%		・管理職加算 10%～25%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

大潟村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月	24.586875 月	勤続20年	19.6695 月	24.586875 月
勤続25年	28.0395 月	33.27075 月	勤続25年	28.0395 月	33.27075 月
勤続35年	39.7575 月	47.709 月	勤続35年	39.7575 月	47.709 月
最高限度額	47.709 月	47.709 月	最高限度額	47.709 月	47.709 月
調整率 83.7/100 （国を上回る割合としている場合、その理由）			調整率 83.7/100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例加算(2%～45%加算)		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 7,086 千円 — 千円					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			—	千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額支給実績（令和6年度決算）			—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合支給実績（令和6年度決算）			—	%
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
村税徴収手当	徴税徴収職員	税金の差押え業務	— 千円	1件につき 300円
防疫等作業手当	・診療所職員等 ・家畜の防疫作業に従事する職員	・感染症患者の救護作業等 ・病原体家畜の防疫作業の従事等	— 千円	1日につき 400円
行旅病死人取扱い作業に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病死人取扱い作業に従事する職員	行旅病死人取扱い作業に従事したとき	— 千円	1日につき 1,000円
し尿処理作業手当	し尿処理に従事する職員	し尿処理作業に従事したとき	— 千円	1月につき 2,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	11,316 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	236 千円
支給実績（令和5年度決算）	10,229 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	213 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		4,194 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		74,892 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
全域	世帯主で扶養親族のある職員	14,850 円
	世帯主で扶養親族のない職員	8,550 円
	その他の職員	6,150 円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由	—	

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者3,000円 子11,500円 特定期間加算5,000円 その他6,500円	同	無	7,394 千円	246 千円
住居手当	賃貸住宅居住の職員に支給 支給限度額27,000円	同	無	4,192 千円	233 千円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 自家用車等利用 限度額31,600円	同	無	3,661 千円	159 千円
管理職手当	行政5級・医療(1)4級 28,000円 行政6級 38,000円	同	無	3,744 千円	416 千円
管理職員特別勤務手当	1回につき10,000円 6時間以上の場合15,000円	同	無	25 千円	25 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額		
給料	村 長	620,000 円		
	副村長	587,000 円		
報酬	議 長	255,000 円		
	副議長	212,000 円		
	議 員	199,000 円		
期末 手当	村 長	(令和6年度支給割合)		
	副村長	3.400 月分		
	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副議長 議 員	3.400 月分		
退職 手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	村 長	620千円×0.47×勤続月数	13,987千円	任期毎
	副村長	587千円×0.28×勤続月数	7,889千円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

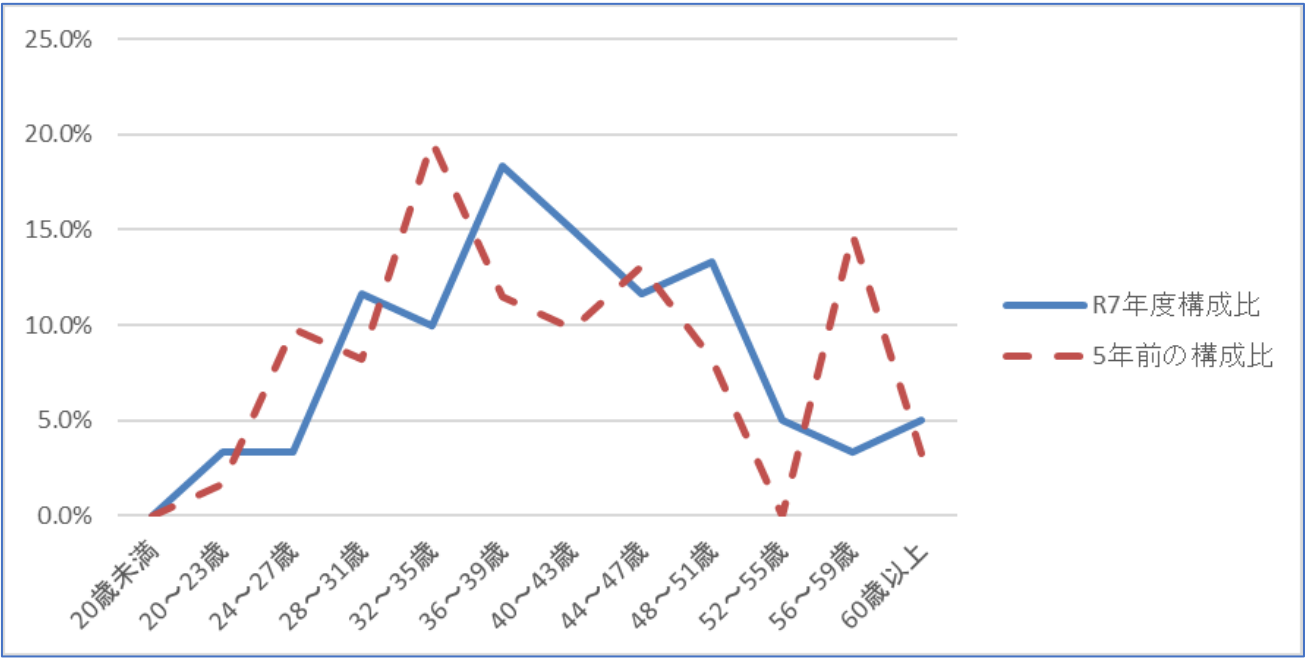
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門 \ 区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通 会計 部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務企画	16	15	▲ 1	広域連合への派遣終了に伴う減
		税務	2	2	0	
		民生	4	5	1	人事異動に伴う増
		衛生	6	6	0	
		農林	8	7	▲ 1	人事異動に伴う減
		商工	1	1	0	
		土木	1	1	0	
		小計	39	38	▲ 1	
	教育部門		15	16	1	人事異動に伴う増
小計		54	54	0		
公営 企業等 会計 部門	水道		1	1	0	
	下水道		1	1	0	
	その他		4	4	0	
	小計		6	6	0	
合計			60 [63]	60 [63]	0	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
0 人	4 人	4 人	6 人	4 人	8 人	14 人	6 人	5 人	5 人	4 人	0 人	60 人

(3) 職員数の推移 (単位：人・%)

年度 部門別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	38	38	37	39	38	0 (0.0 %)
教育	17	16	16	15	16	▲ 1 (▲ 5.9 %)
普通会計計	55	54	53	54	54	▲ 1 (▲ 1.8 %)
公営企業等会計計	5	6	7	6	6	1 (20.0 %)
総合計	60	60	60	60	60	0 (0.0 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
- 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

- (注) 地方公営企業法を全部適用する公営企業はない。